

葬祭組合告示第8号

平成22年7月 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年7月5日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1 日 時 平成22年7月13日(火)午前10時

2 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (5) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について

平成22年7月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成22年7月13日(火曜日)午前10時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番 及川俊子(副議長)	四街道市議会選出
2番 富塚忠雄	佐倉市議会選出
3番 桐生政広	佐倉市議会選出
4番 藤和雄(議長)	佐倉市長
5番 佐渡 斉	四街道市長
6番 広瀬義積	四街道市議会選出
7番 原 義明	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久	酒々井町長
会 計 管 理 者	浅野恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏	

○構成市町出席職員

佐倉市	大野直道	経済環境部部長
佐倉市	渡辺尚明	環境保全課課長
四街道市	杉山 毅	環境経済部参事
四街道市	竹内輝夫	環境政策課課長
酒々井町	矢部雄幸	民生担当参事
酒々井町	越川光司	生活環境課課長

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 幹	藤方英和
事 務 局 主 査	中村 忍

○連絡員

施設管理班主査 門山幸子

施設管理班副主査 織田勝広

○会期

平成22年7月13日(火曜日) 1日

○議事日程

平成22年7月13日(火曜日)午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について

開会の宣告

午前10時07分 開会

○議長（蕨 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成22年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。

これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。

諸般の報告

○議長（蕨 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。

四街道市の小池正孝議員が平成22年2月3日をもって市長を退職され、それに伴う選挙の結果、佐渡斉市長が当選され、平成22年2月28日付で関係市町の長の職にある者として、組合議会議員に就任いたしました。

次に、四街道市選出の市橋誠二郎議員より、平成22年3月30日付をもって辞職願が提出され、同日にこれを許可いたしました。これにより欠員が生じたので、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合規約第6条第2項の規定によりまして補欠選挙を行ったところ、広瀬義積議員が平成22年3月30日付で当選されましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

議席の指定

○議長（蕨 和雄） 日程第2、議席の指定を行います。

今回当選されました佐渡斉議員及び広瀬義積議員の議席は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、佐渡斉議員の議席は5番に、広瀬義積議員の議席は6番に指定します。

会議録署名議員の指名

○議長（蕨 和雄） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、冨塚忠雄議員、佐渡斉議員の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（蕨 和雄） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

議案の上程

○議長（藤 和雄） 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（藤 和雄） 小坂泰久管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成22年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

また、先ほど議長報告にもございましたように、このたびの組合議員の改選に伴い、新たに四街道市長の佐渡斉議員及び四街道市議会より広瀬義積議員をお迎えしての議会であり、今後のご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

ただいまから本臨時会に提案いたしました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきまして、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成21年度の人事院勧告等に伴い、平成22年度から国家公務員の給与法の改正が行われました。また、労働基準法及び地方公務員法が改正され、地方公務員についても同様に適用されることとなりました。これに伴い、関係する給与に関する条例について、所要の改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成21年度の人事院勧告等に伴い、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が改正され、地方公務員の育児休業等に関する法律も同様に一部改正が行われました。これに伴い、関係する育児休業等に関する条例等について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。議案第2号及び議案第3号の理由において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正をしようとするもの及び字句等の整理をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任についてでございます。組合議員選出の監査委員が現在欠員となっております。監査委員として組合議員の広瀬義積氏を選任いたしたく、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

以上概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明いたさせます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（蕨 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をいたさせます。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（石井八仁） それでは、私からお手元の議案第1号、第4号資料に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、この資料の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第1号資料でございます。専決処分の承認を求めることについて。

まず、1番としまして、専決処分理由及び上程理由でございます。次の専決処分事項については、千葉縣市町村総合事務組合から組織する各地方公共団体のすべての回答が平成22年7月12日までに必着とのことであり、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

そのため、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分事項でございますが、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

2番目の協議理由でございますが、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を変更して制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することを求められたものでございます。

3番目の専決処分の内容でございます。(1)では、組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である市町村の廃置分合により、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことにより、組合の組織団体の数が減少するものです。

(2)で規約の一部改正ということで、上記(1)から、組合格約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行うものということです。

4番目の専決処分日ですが、平成22年7月1日に行っております。

施行期日が千葉県知事の許可のあった日から施行するというものでございます。

その後、参考法令と新旧対照表がついてございますが、そちらは割愛させていただきます。資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号の資料でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてということでございます。

1番、制定理由でございますが、平成21年度の人事院勧告等に伴い、平成22年度から国家公務員の給与法及び勤務時間、休暇等に関する法律の改正が行われました。これにより、給与法では、月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、月に60時間を超える超過勤務と本来の超過勤務との差額分の手当の支給にかえて正規の勤務時間においても勤務を要し

ない日または時間を指定できる制度が創設されました。

また、労働基準法及び地方公務員法が改正され、地方公務員についても同様に適用されることになりました。

これに伴い、関係する給与に関する条例等について、所要の改正をしようとするものでございます。

2番目の改正内容等についてでございますが、(1) 時間外勤務代休時間に係る給与減額の除外。職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第1項に規定する「時間外勤務代休時間」を指定した場合、その勤務しない時間について、給与の減額は行わないものとします。

(2) 時間外勤務手当の引き上げ。1カ月の時間外勤務が60時間を超えた場合に、当該60時間を超えた部分については、超過勤務手当の率を「100分の150」、22時から翌朝の5時までの勤務については「100分の175」とします。なお、60時間以下は従来のとおり、通常は100分の125、深夜早朝は100分の150です。

ただし、「時間外勤務代休時間」を指定した場合は、60時間を超えた部分の時間外勤務の時間のうち、当該時間外勤務代休時間については、従来の方法により計算した時間外勤務手当(100分の125)を支給するものでございます。

(3) では、月の時間外勤務が60時間を超過する職員につきましては、現在当組合では該当する職員はおりません。

3番目の施行期日ですが、法令との整合を図るため、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用しようとするものでございます。

この後同じように参考法令、新旧対照表がついてございますが、そちらは説明を省略させていただきます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号の資料でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

1番の制定理由ですが、平成21年度の人事院勧告等に伴い、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成21年11月30日に公布され、同法の中で地方公務員の育児休業等に関する法律等について一部改正が行われました。

地方育休法では、地方公務員については、その配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求をすることができるものとするなどとの改正を行いました。

これに伴い、関係する育児休業等に関する条例等について、所要の改正をしようとするものでございます。

2番の改正内容でございます。(1)の主な骨子でございます。

では、配偶者が地方育休法により育児休業をしている職員についても育児休業をすることができるものとする事及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について再度の育児休業をすることができるものとする事。

、配偶者が地方育休法により育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をすることができるものとする事。

、配偶者が地方育休法により育児休業をしている職員についても、部分休業の承認を請求することができるものとする事。

(2) では具体的な改正事由等が書いてございます。これは から まで書いてございますが、これは具体的な内容でございますので、説明は省略させていただきたいと思えます。

7 ページ、下段の 3 の施行期日でございますが、法令との整合を図るため、公布の日から施行し、平成 22 年 6 月 30 日から適用するものでございます。

その後また参考法令と新旧対照表がついてございますが、そちらは説明を省略させていただきたいと思えます。

続きまして、10 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 4 号の資料でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

1 番の制定理由でございます。議案第 2 号と同様の理由により関係する給与に関する条例及び議案第 3 号と同様の理由により関係する育児休業等に関する条例とあわせて、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づく仕事と育児・介護の両立支援のために、職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

2 の改正内容でございます。まず議案第 3 号関係、労働者福祉法関係でございますが、(1) では育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、これは 3 歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを新たに規定したものでございます。

(2) 項番号及び字句等の整理等でございます。第 2 項の新設に伴う項番号及び引用規定等の整理をするものでございます。

なお、介護に関しては、第 4 項で準用する制限措置以外、条例改正はありません。しかし、第 5 項において、人事院規則及び構成市町の条例改正等を踏まえて育児、看護及び介護等の支援拡充を図る予定でございます。

次に、議案第 2 号関係でございますが、(3) で時間外勤務代休時間制度の創設ということで、管理者は 1 カ月の時間外勤務が 60 時間を超える職員に対し、通常の勤務日において割り振られた勤務時間の中から「時間外勤務代休時間」を指定することができる新たな制度です。

第 8 条の 3 第 2 項関係ですが、時間外勤務代休時間においては勤務することを要しないものとするものです。

第 10 条第 1 項関係は、時間外勤務代休時間が指定された勤務日は休日の代休とし、勤務日から除くものでございます。

(4) では字句等の整理。給与条例の引用等が 1 カ所のため、字句の整理を行おうとするものです。

11 ページに移りまして、3 の施行期日でございますが、法令との整合を図るため、公布の日から施行し、第 8 条の 2 は平成 22 年 6 月 30 日から、第 8 条の 3 は平成 22 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

その後の参考法令等につきましては、やはり省略させていただきたいと思えます。

次に、議案第 5 号ですが、先ほどお手元にお配りいたしました佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任についてということでございます。こちらも読ませていただきます。

次の者を佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員に選任したいので、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合同規約第 12 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

住所は、四街道市さちが丘 1 丁目 22 番 5 号、氏名は広瀬義積さんです。生年月日、昭和 29 年 8 月 27 日

でございます。

以上で議案の説明は終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（蕨 和雄） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○2番（富塚忠雄） 議長。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） まず、第2号なのですけれども、これは月の時間外勤務時間が60時間超える部分を指定した代休の場合に、この指定した、これ60時間超える者はここの組合にいないということなのですけれども、そもそも時間外の代休時間の指定ということに、ちょっと疑問があるのです。当該組合にはいないということなのですけれども、結局指定される、代休が、本人の希望なのか、それともこちらの勤務に支障がない限りということですよ。これは要望も兼ねてあるのですけれども。だからその辺が本人の希望する日に代休とれるということなのか。それともこちらのほうで、当組合のほうで指定するというようなことなのか。そこがどうなのかなという感じするのです。代休は本来は指定でなくて、本人の希望するときに休めるというのが僕は大事だろうというふうに思っているのですけれども、その関連性はというふうに考えていけばいいですか。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（石井八仁） この代休の指定ができるという……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○事務局長（石井八仁） 代休の指定ができるという規約にはなっておりますが、一応本人希望でとっていただくと。時間単位ではなく、この法律の趣旨を考えまして半日か1日単位で、本人の健康管理も含めまして、そのような休みをとって、本人の希望で休みをとっていただくと。この組合につきましては、土日、年末年始等の休日にも係る作業業務でございますけれども、その辺は本人希望を優先いたしまして、他の職員との連携を図って、できるだけ円満な代休をとっていただくというようなことを考えております。

○2番（富塚忠雄） 議長。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） 続けて休みたいという希望がありますね。例えば祭日が続いているときに、続けてその代休をとりたいというようなことは、そういうことの可能性はできるのかどうか。

それと結局は残っているという人、代休をしてない人、勤務している人に労働が強化されるというように僕は思っているのですよ。そのときにその1人分をどうするのだということですから。まさかそのために臨時の人を雇うというわけにはいかないでしょうから、その関係はどうするのだ。それは仲間間の中で、ここの組合はそんなことはないというのだけれども、仲間間の中で相手が代休とるためにおれの仕事がふえるという、こういう感覚があるとなかなかとりづらいという状況が出てくるのかなと思っているのですけれども、その辺についてどうふうに考えていますか。

○事務局長（石井八仁） はい。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（石井八仁） 連続した休暇というのもまたなかなかとりづらいところもあるのですが、極力

本人の希望等を考えていきたいとは考えておりますが、もしそういう本人が周りの職員との連携等がうまくできなくて休みがとれないというような状況が発生した場合には、その分は割り増し賃金をそのまま支給という形で対応していきたいということを考えております。ただ現状、当組合におきましてはそのようなことはまずほとんど起こり得ないと。何とか代休はある程度本人の希望でとっていけるものと考えております。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤 和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) 要するに当組合ではそういうことはないということですがけれども、わからない話なので念のために確認したいと思っておりますけれども、要するにそれは働いている方々が共通認識を持たないとそういうものだめなのです。お互いにどうするかということ。そこがポイントかなという感じもするのだね。管理者はいや、もう指定だよというふうに言えば、それで済むかもしれないけれども。受けたほう、それからそれをとるためにその仲間間がどうなるかということ。ここはやっぱり慎重にしなければいかなというように思っていますから、その辺はきちんとミーティングをしながら、やっぱりしないといけないだろうと。でないとなかなか守り切れないのではないかとこのように思っていますから、それについては十分に配慮しながらお願いしたいという、これは要望事項です。

議案4号につきまして、このくだりというか、説明資料の中での改正内容の中での(1)等の当該職員業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、と。これはいつもつくのですね。どこの改正でもこの言葉がついてくる。だからこの項目はどういうふうに解釈するかということですよ。あくまでもこれは仕事のほうが優先ですよということをはっきりとうたっているものではないかと僕は気がするから、こういう項目がある以上なかなかできないのではないかとこのようにすること、そういうふうに僕は思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(藤 和雄) 事務局。

○事務局長(石井八仁) この制限、著しく困難な場合ということにつきましては、法令、条例等におきましては災害等の突発的、緊急的な事態を想定しておりまして、当組合の場合はこの防災緊急事態体制を想定した体制をとっておりますので、著しく困難な場合ということによる制限の解除というものは考えてはおりません。ですからそういう制限によって時間外勤務をやらなければいけないということの事態は発生しないものと考えています。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤 和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) そうすると安心して働けると、安心して子供の育児もできるというようなことで解釈してよろしいのですね。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(藤 和雄) 事務局長。

○事務局長(石井八仁) 今の当組合の体制ですとそのように対応できていると思います。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤 和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) 要望しておきますけれども、いずれにしてもそんなにゆとりある人員の配置でやっ

ているわけではないでしょうから、それぞれもち屋もち屋、持ち分で仕事されているわけですね。ですからそういうものについてはお互いに忙しく急な場合など、やっぱり先ほど言ったように仲間にしわ寄せがいくというふうな状況も考えられるわけですから、そこも十分に気をつけながらしていったらいいなというように思っておりますので、これもよろしく。

以上です。

○議長（蕨 和雄） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長（蕨 和雄） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（蕨 和雄） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

地方自治法第17条の規定により、広瀬義積議員の退場を求めます。

〔 6 番 広瀬義積君退場 〕

○議長（ 藤 和雄 ） 本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 挙手全員 〕

○議長（ 藤 和雄 ） 挙手全員でございます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり同意されました。

〔 6 番 広瀬義積君入場 〕

閉会の宣告

○議長（ 藤 和雄 ） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年 7 月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午前 1 0 時 4 0 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 藤 和 雄

議 員 富 塚 忠 雄

議 員 佐 渡 斉